

第3章

計画の基本的な考え方

1 船橋市地域福祉計画の理念

<船橋市地域福祉計画の理念>

船橋市の市民一人ひとりが、
自らの住む地域に積極的に関わり、
誰もが認め合いながら、
地域の中に自分の居場所が確保されていて、
安心感、安堵感だけでなく、
生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる
「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を創出する。

本市の地域福祉計画では「市民の参加」を重要なポイントのひとつとして捉えており、平成17年3月に「第1次船橋市地域福祉計画」を策定してから、地域住民と行政等が協働しながら「すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくり」を進めてきました。

「第4次船橋市地域福祉計画」では、それまで継承してきた理念を拡充し、さらなる地域福祉の推進に取り組んできました。

近年では、社会構造の変化に伴い、地域社会が抱える問題は、複合化・複雑化の様相を呈しており、地域住民や関係機関が連携・協働し、地域全体で支え合う体制を構築するなど地域福祉活動の一層の充実と推進がより重要となっています。

また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の理念にも通じているものであることから、本市がめざす地域福祉の姿として普遍的な考え方として、引き続き本計画の理念とします。

2 計画のメインテーマと基本方針

(1) メインテーマ

<メインテーマ>

コミュニケーション船橋（シティ）の創出

本市では、船橋市地域福祉計画の理念に基づき、「第1次船橋市地域福祉計画」から「第4次船橋市地域福祉計画」まで、「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマに掲げ、市民相互のコミュニケーションの活性化をめざし、地域の人と人との出会い、知り合い、人間関係を深めていけるような仕組みづくりを重点に置いて事業に取り組んできました。

今回の市民調査においては、隣近所のつきあいについて「ほとんど近所づきあいがいない」人の割合が令和元年度調査より増加しており、特に若い世代において、近所づきあいが希薄な傾向があります。

近年では、少子高齢化・人口減少、核家族化の進行、ライフスタイルの多様化など地域社会を取り巻く環境は大きく変化するとともに、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複合化・複雑化した多くの課題が顕在化し、その結果、適切な支援に結びつかず、深刻化する事例が増えてきています。

その背景には、家庭や地域、職場が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下していることが挙げられ、これらに対して社会全体で取り組んでいくことが、必要になっています。

このような背景を踏まえ、本計画においても、これまでのメインテーマを引き継ぎ、市民の地域参加を進めていくための第一歩として、コミュニケーションが希薄になったことにより孤立している人たちを生み出している現状を改善し、市民相互のコミュニケーションが活性化することをめざし、地域の人と人との出会い、知り合い、人間関係を深め、困ったときには相互に助け合っていけるような仕組みづくりを進めます。

(2) 基本方針

本市を取り巻く課題やこれまでの取り組みを踏まえ、本計画の取り組みの3つの柱と1基の土台を定めました。

柱1 心をつなぐ地域づくり ～まずは知り合い～

福祉教育や世代間交流などにより周りの人たちや地域への興味・関心を高めるなど、福祉意識の向上と相互扶助意識の醸成に取り組みます。

また、地域コミュニティの活性化につながる活動を支援し、多様な活動の充実に努めます。

柱2 楽しく暮らせる地域づくり ～共に楽しみ・遊んで～

一人ひとりが地域でいつまでも生き生きと暮らし、幸せを実感しながら暮らせるように、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや居場所づくりの推進や地域活動、ボランティア活動などの社会参加を支援します。

また、社会参加の基盤づくりとして、就労や居住、移動支援等の充実に努めます

柱3 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合う～

複合化・複雑化する生活課題に「包括的に」対応するため、誰もが必要に応じて福祉等に関する情報が得られるような、わかりやすい情報提供に努めます。

併せて、身近な地域における相談機能の充実と連携強化を通じて、市民が気軽に相談でき、適切な支援に円滑につながる体制の構築を図ります。

また、地域の防災・防犯の体制を強化することで、市民が安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。

地域福祉推進のための仕組みづくり～活気と温もりのある地域を目指して～

地域福祉活動を推進するため、地域に関わる組織・団体等の活動の充実に努める等、多様な主体の参画を促進します。

3 福祉の共通事項

本計画は、高齢者、障害者等に関する個別計画を横断的につなぐ福祉分野の上位計画として、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。

そこで、本市における福祉の共通事項を定め、地域福祉推進の指針として位置づけます。

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

国がめざす、多様な人々が年齢や障害の有無、あるいは住んでいる地域の差を超えて支え合い、それぞれが自分らしく生きることができる「地域共生社会」の実現に向けて、これまでの福祉制度では対応が困難な複雑化・多様化した課題に対して、福祉分野における横断的な連携による取り組みを推進します。

(2) 重層的支援体制整備事業の推進

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人とのつながりを基盤とした重層的なセーフティネットの構築を目指すものです。

本市では、令和5年度より重層的支援体制整備事業が開始され、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」では、対象を限らないワンストップの相談窓口として、市民の多様な相談を受け付けるとともに、生活困窮等に関する自立の支援を行うなど、困難・生きづらさなどを抱えるすべての地域住民を対象とする包括的支援体制の整備に取り組んでいます。

既存の高齢、障害、子ども、生活困窮など、それぞれの福祉分野における取組を最大限にいかしつつ、市民やその他の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するさらなる支援の充実を推進します。

(3) SDGsを踏まえた取り組みの推進

SDGsは、平成27年の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として採択されたものです。

貧困や飢餓、気候変動、平和など広範な分野について、令和12年までの「17の開発目標」が設定されています。これらの17の目標は、相互に関連し、これを包括的に解決することで、それぞれの目標を達成する仕組みとしています。

また、SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととしています。

本市においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



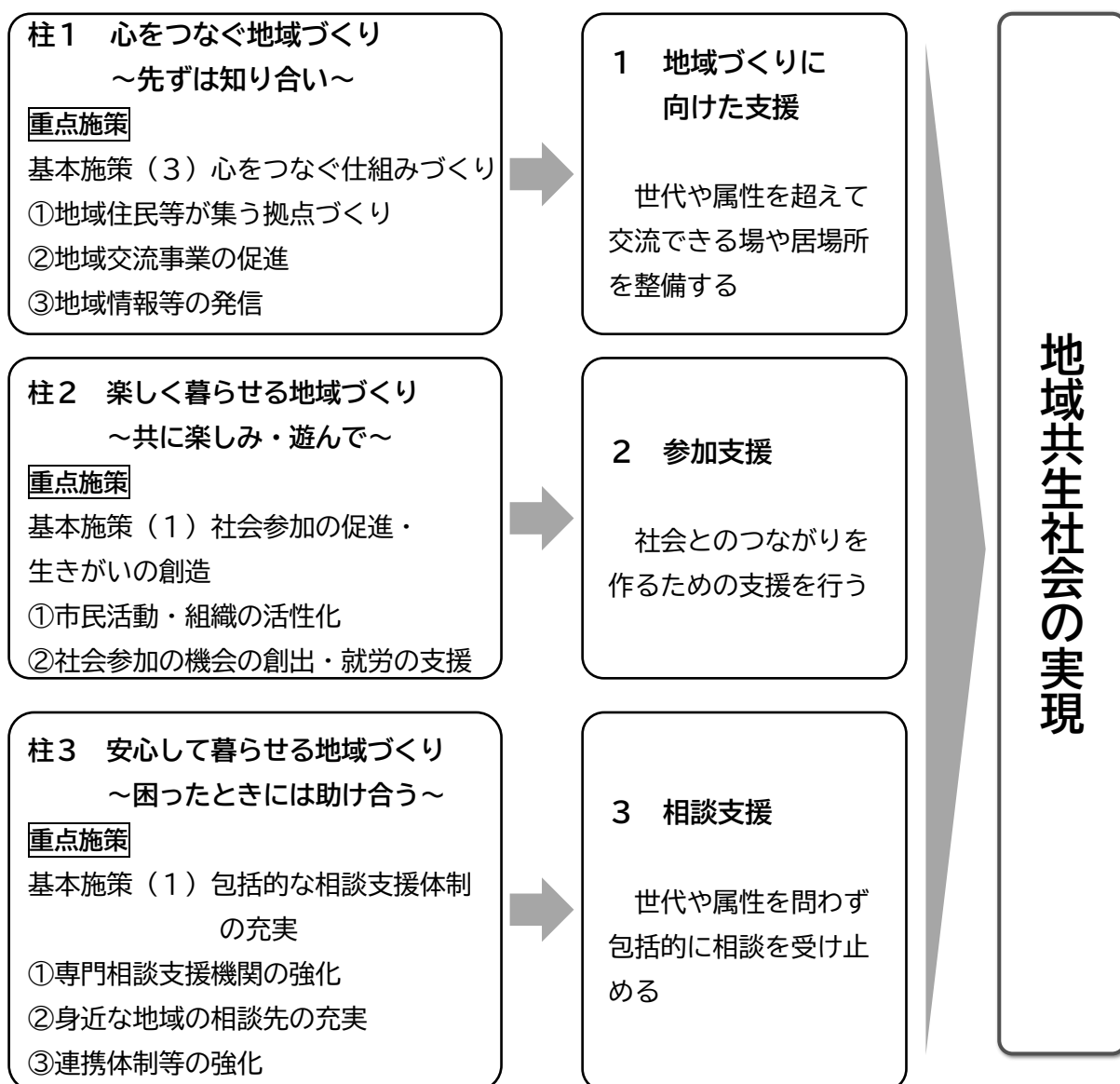
4 計画の施策体系

メイン テーマ	基本目標	基本施策	主な取り組み例
コミュニケーション船橋（シティ）の創出	柱1 心をつなぐ地域づくり ～先ずは知り合い～	(1) 人と人がふれあう環境の創造 (2) 相互理解の促進 重点施策 (3) 心をつなぐ仕組みづくり	①福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成 ②地域における支え合いの促進 ①人権・一人ひとりが多様性を認め合う心のバリアフリーについての意識啓発 ②外国人住民と市民との交流促進 ①地域住民等が集う拠点づくり ②地域交流事業の促進 ③地域情報等の発信
	柱2 楽しく暮らせる地域づくり ～共に楽しみ・遊んで～	重点施策 (1) 社会参加の促進・生きがいの創造 (2) 地域を核とした健康づくりの促進 (3) 居住・移動の自由の確保	①市民活動・組織の活性化 ②社会参加の機会の創出・就労の支援 ①地域で行う体操等の推進 ②こころの健康づくりの充実 ①多様な外出等の支援 ②居住支援の推進
	柱3 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合う～	重点施策 (1) 包括的な相談支援体制の充実 (2) 生活困窮者等への支援の推進 (3) 防災・防犯対策の充実 (4) 地域医療・地域見守り体制の充実 (5) 権利擁護と虐待防止の推進	①専門相談支援機関の強化 ②身近な地域の相談先の充実 ③連携体制等の強化 ①生活困窮者等への支援強化 ②困難を抱えるこども・若者への支援 ③再犯防止施策の推進 ①災害時における要配慮者支援体制の充実 ②日常における防犯体制の充実 ①地域医療体制の充実 ②認知症によるひとり歩き等の早期対応と地域の見守り体制の充実 ①福祉サービス事業者の育成 ②成年後見制度等の利用促進 ③地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

5 重点施策 ～地域共生社会の実現に向けて～

人々が様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、既存の相談支援等の取り組みを活かしながら、地域の多様なニーズに応じた支援体制を整備し、誰もが安心して生活できる環境を整えることが必要です。

本計画におきましては、重点施策を推進することで以下の1～3の3つの支援を進め、包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指します。



6 計画の進捗管理と評価

(1) 進捗管理と評価の体制

計画の実現に向けて、市が本来なすべき施策はもちろん、部局間の枠を越えて連携するだけでなく、地域住民、ボランティア、事業所、船橋市社会福祉協議会等の関係団体や機関とも連携を図り支援を行う一方、計画の進捗状況について定期的な進行管理や評価を実施する必要があります。

そのため、本計画を推進するため、外部委員で構成する「地域福祉計画推進委員会」を組織し、進捗管理をしていきます。

(2) 進捗管理と評価の方法

本計画の進捗管理にあたり、第4章から第6章に「具体的な事業例」として掲載した●●事業を「地域福祉計画推進事業要覧」の抜粋版としてとりまとめて、市民にもホームページ等で公表します。共助項目については、船橋市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」の進捗状況の報告を受けます。

この「地域福祉計画推進事業要覧抜粋版」と船橋市社会福祉協議会からの報告を、「地域福祉計画推進委員会」に提出し、PDCAサイクルの考え方にに基づき、その内容を検証・評価した後、推進委員会からの意見を市長及び船橋市社会福祉協議会会長へ提言することで、今後の取り組みに活かしていきます。

また、第4章から第6章の取り組みが地域住民の意識や主体性にどのような影響を及ぼしたのかを測る「成果指標」を設定し、アンケート調査により効果を測定します。

こうした進捗管理の仕組みを継続していきながら、計画の着実な推進をめざしていきます。

